

働き方改革実践セミナー

主催 草津商工会議所 労務対策委員会
共催 滋賀県商工観光部労働部労働雇用政課
滋賀働き方改革推進支援センター

「待ったなし！働き方改革関連法への実務的対応」

改正法の施行直前の時期に又ケモレを回避し、企業が取るべき実務対について具体的に解説します。

= 時間外労働の罰則付き上限規制、同一労働同一賃金にどう向き合うべきか =

労務対策委員会の主催、滋賀県及び支援センターの共催による「働き方改革実践セミナー」を下記の通り開催しますのでご参加いただきますようお願いいたします。

記

- 開催日：平成31年3月18日（月）14時00分～15時30分
場所：草津商工会議所3階 第3会議室
内容：1、働き方改革関連法
・労働時間法制の見直し
（36協定届の変更、年次有給休暇の時季指定）
・同一労働同一賃金
2、年次有給休暇の取得促進 事例
3、事業を支援する助成金

※ セミナー終了後、コーディネーターによる無料相談も行います。

- 対象：中小企業事業主、個人事業主 30名（申込先着順 定員になり次第締切）
参加費：無料
講師：社会保険労務士 菊次正純氏、石井良三氏
申込方法：下記申込書に記入の上、3月14日（木）までに、FAXにてお申し込み
ください。（FAX：077-569-5692）

< お問い合わせ >

草津商工会議所 草津市大路2丁目11-51 TEL：077-564-5201

働き方改革実践セミナー参加申込書

事業所名		住所	
参加者氏名		役職名	
電話番号		FAX	